

【問】問合せ

環境課

☎973-5594

家庭用生ごみ処理機
購入助成金について

家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理を促すため「生ごみ処理機(電気式)」の助成を行っております。購入前に環境課で手続きを行ってください。

【助成金額】

1 基当たりの購入額の2分の1

※最大3万円。一世帯につき1基まで

【対象】うるま市に住所を有し、1年以上居住して市税等で滞納のない方。

※以前助成金の交付を受けて5年を経過していない方は申請できません。

【定員】20名

【申込期限】

定員に達し次第終了

【申請時に必要なもの】

・住民票謄本

・完納証明書(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

・印鑑認め印可)

・助成金交付申請書(窓口にて)

【申込先/問】

環境課 ☎973-5594

障がい福祉課

☎973-5452

①「知ろう！気づこう！障がい者虐待」
～ 私たちにできること～

障がいのある方への虐待防止や早期発見のためには、市民一人ひとりの障がい者虐待防止に対する意識を高めていくことが必要です。私たちが何をどう取り組むべきかを考えるために講演会を開催いたします。

【日時】8月18日(金)午後2時～4時

【場所】石川保健相談センター 2階大ホール

【対象】市内在住又は市内在勤者

【定員】100名 【入場料】無料

【申込期限】8月10日(木)午後5時まで

【申込方法】電話もしくは窓口にて

【申込先/問】うるま市社会福祉協議会
担当：伊芸 ☎979-0555

②うるま市障がい者スマートフォン教室
受講生募集

今回はスマートフォン(機種：Basio 使用)教室を開催し、技術、知識の習得による雇用の促進、生きがい活動を推進する事により社会参加の基盤づくりを目指します。

【日時】8月14日(月)～17日(木)

午後7時～9時

【場所】健康福祉センターうるま

※詳細な場所についてはお問合せください。

【対象】うるま市内の障害者手帳所持者

【定員】10名 【参加料】無料

【申込期限】8月9日(水)午後5時まで

【申込方法】お電話でお申込みください

【問】うるま市身体障がい者協会事務局
☎987-7790

③特別障害者手当(20歳以上)及び
障害児福祉手当(20歳未満)について

重度障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的に手当を支給します。

特別障害者手当

【対象者】

20歳以上の在宅の方で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方。

(施設入所中の方、継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象になりません。)

手当月額：26,810円

障害児福祉手当

【対象者】

20歳未満の在宅の方で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方。

(障害を事由とする年金を受給している方、施設入所中の方は対象になりません。)

手当月額：14,580円

【支払月】

2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分まで支給されます。

【申請方法】

医師の診断書(専用の診断書があります)・その他必要書類を添付して申請する必要があります。

※本人もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、支給が停止されます。

詳細は、障がい福祉課までお問い合わせください。

障がい福祉課 ☎973-5452

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

国の経済対策の一環として、消費税が8%に引き上げられた影響を緩和するため、対象となる方に平成29年から平成31年9月までの2年半分を一括して『臨時福祉給付金(経済対策分)』を支給します。

【受付期限】平成29年8月15日(火)

【対象】次の①②の条件をすべて満たしている方

- ①平成28年1月1日時点で、うるま市に住所登録があった方
- ②平成28年度分の市県民税が非課税・非課税扶養の方

※対象と思われる方に申請書が届きます。※ただし生活保護等受給者、課税者に扶養されている方は対象外です。
※平成28年度(平成27年中)の収入申告を行っていない方は審査ができません。

【支給額】ひとり15,000円 【申込方法】郵送、または窓口での受付

【申込先】うるま市役所東棟1階市民ロビー 臨時福祉給付金コールセンター ☎979-2860

対象者と思われる方は
すぐに確認ジャー!

